

Client Alert

29 October 2020

本アラートに関する お問い合わせ先



Jon Cowley
Registered Foreign Lawyer (HK)
+852 2646 1744
jon.cowley@bakermckenzie.com



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
03 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com



財 美奈子
アソシエイト
03 6271 9736
minako.zai@bakermckenzie.com

中国で新輸出管理法が成立

2020年10月13日から17日にかけて開催された第13期全国人民代表大会第22回常務委員会（以下「NPC」）において、2020年10月17日の中国輸出管理法（以下「ECL」）の最終成立に先立ち、同法の第3次審査草案（草案三次审议稿）の審議が行われた。ECLは2020年12月1日に施行される。

ECLは、中国初の包括的かつ統合的な輸出管理法である。同法制定以前、中国における輸出管理は、デュアルユース品、軍需品、核、ミサイル、化学・生物物質及び関連技術等を管理する個別の行政規制によって行われていた。ECLの施行に際して、輸出管理に関連する既存の行政規制の改正も必要となる可能性がある。

ECLは全5章・49条で構成され、輸出管理政策、輸出管理対象品目管理リスト、輸出管理方法及び違反時の法的責任に関する規定が含まれる。ECLは、第2次審査草案とほぼ同内容であるが（前回の記事は[こちら](#)）、今回追加された事項は以下の通りである。

- 輸出管理対象品目につき、当該品目のデータに相当する技術情報等も管理対象品目となる。
- 輸出者は、当局に申請の上、例外的に、ブラックリストに登録された輸入者及びECLの管理リストに登録されたエンドユーザーと取引を行うことができる場合がある。管理リストに登録された輸入者及びエンドユーザーは、当該リストに登録されるべき状況が存在しなくなった場合、当局に登録の削除を申請することができる。
- 輸出管理当局は、国内の輸出管理コンプライアンス制度及び効率的な運営を構築・向上すべく、輸出者向け業界別ガイドラインを発行する。
- 禁止品目や無許可品目を輸出した場合、（行政責任のみならず）刑事責任を問われる可能性がある。当該行為が犯罪を構成する場合、刑法上の捜査が行われる。
- 輸出管理措置を濫用して中国の国家安全保障及び利益を脅かす国又は地域に対し、中国がその実態に応じて報復措置をとることができる。

中国輸出管理法の英語訳がご入用の際は、当事務所までご連絡ください。